

特別児童扶養手当給付事業

◎目的

- 政策別コスト情報は、省庁の政策ごとのコストを表示したセグメント情報であり、人件費や事務費を含むフルコストで特定の政策に係る費用を一覧できるようにすることにより、①コストの経年変化や他事業との比較分析を可能とし、②行政活動に関する国民の理解の促進を図ること等を目的として作成・公表しております。一方、政策別コスト情報には一つの政策単位に複数の事業が含まれており、コストの集計単位が大きいためフルコストの分析が難しいといった課題があります。
- 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会に設置した「財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ」での議論をとりまとめ、平成27年4月30日に公表した「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」では、「フルコスト情報の把握」をあげております。

「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」（抜粋）

第2 活用の方向性

(3) 行政活動の効率化・適正化のための活用

インフラ資産台帳の整備やフルコスト情報の把握・活用により、行政活動の効率化・適正化が可能となるのではないかと考えられます。

- 今回「政策別コスト情報の改善」の取組として、試行的に代表的な個別事業についてのフルコストを算定し、公表することとしました。
- この取組により、以下のような効果があると考えられます。

- ① 個別事業ごとに要する人件費や事務費に加え、減価償却費や退職給付引当金繰入額といった現金収支を伴わないコストを含むフルコストが明らかになる。
- ② 国から交付された資金が最終的に国民に行き渡るまでにどのようなコストがどのくらい発生しているのかが把握できるようになる。
- ③ 利用者1人当たりなどの「単位当たりコスト」を算出することにより、事業のボリュームを把握できるとともに、事業の効率性の分析が可能となる。

- 厚生労働省の省庁別財務書類や政策別コスト情報の参考情報として、個別事業のフルコスト情報を国民の皆様が開示することにより、国民の皆様は厚生労働省の政策に関する理解を深めていただくとともに、厚生労働省職員のコスト意識を向上させ、より効率的・効果的な事業の執行に努めてまいります。

◎フルコスト情報の見方

(1) 事業の概要

この事業がどのような内容なのか、誰のためにどのように役立つのか簡潔に記載しています。

(2) 単位当たりコスト

フルコストをその行政サービスを利用した利用者数などで割って算出しています。事業の大まかなボリュームを把握するための指標となります。

(3) 特別児童扶養手当給付事業に係る中間コスト（間接経費）

国から交付された資金が最終的に国民に行き渡るまでにかかったコストの総額を示しています。

(4) 特別児童扶養手当給付事業に係る現金の給付額（発生主義ベース）

国から交付された現金の総額を示しています。

(5) 中間コスト（間接経費）・単位当たりコストの推移

フルコストの金額及び単位当たりコストの3年間の推移を表しています。

(6) 中間コスト（間接経費）の性質別割合

フルコストの総額におけるコストの内容の割合について表したものです。当該事業においてどのようなコストの割合が多いのか明らかになります。

(7) 財務分析

26年度における当該事業に係る取組について財務情報を使って説明します。

(8) 単位当たりコスト分析

単位当たりコストが増減した要因を分析して説明します。

(9) 間接コスト率

国から交付された資金の総額に対して、その資金を交付するのにかけたコスト総額の割合です。

特別児童扶養手当給付事業

○事業の概要

特別児童扶養手当給付事業は、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図るために、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づいて、20歳未満で精神又は身体に重度（一定以上）の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその養育者に対して手当を支給しています。

受給者(延べ)1人当たりコスト
【中間コスト(間接経費) ÷ 件数】

24 円

特別児童扶養手当給付事業に係る
中間コスト(間接経費)

65 百万円

現金の給付額(発生主義ベース)

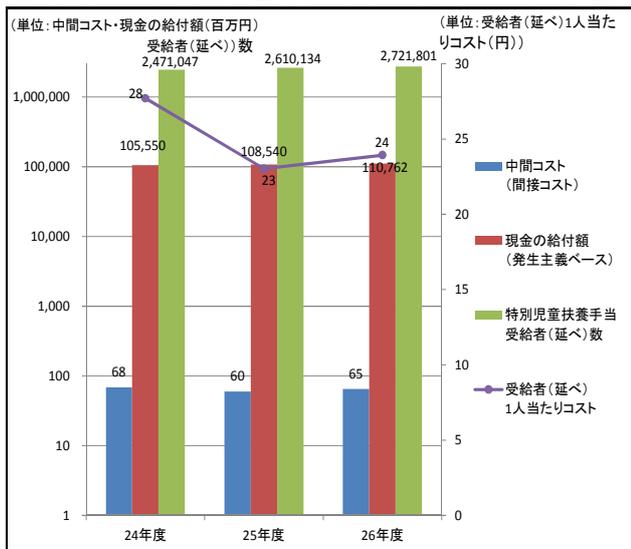
110,762 百万円

当該事業の概要図については、別添「特別児童扶養手当支給事務の事務処理の流れ(概要)」を参照してください。

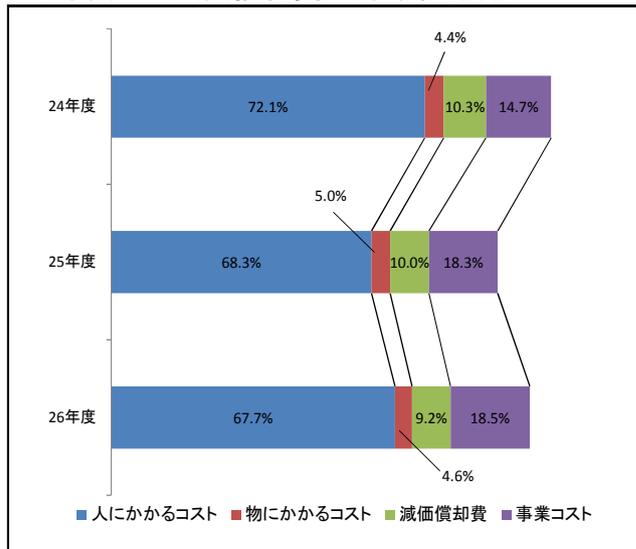
【手当支給額】
1級 51,100円 2級 34,030円(平成27年4月1日時点)

※ 原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までを支給。なお、受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは不支給。

○中間コスト(間接経費)・単位当たりコストの推移



○中間コスト(間接経費)の性質別割合



(注) 構成比は、フルコストの明細に表示されている計数を用いて計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない場合があります。

1. 財務分析

特別児童扶養手当給付事業の26年度の中間コストの性質別割合は、「人にかかるコスト」が67.7%、「物にかかるコスト」が4.6%、「庁舎等(減価償却費)」が9.2%、「事業コスト」が18.5%となっています。
当該事業については、精神又は身体に障害のある20歳未満の障害児を家庭において監護、養育している受給資格者に対して、国が直接手当を支払う事務であることから、受給資格の審査事務や給付事務を行うため、「人にかかるコスト」の割合が高くなっています。
26年度においては、所管部局全体の人件費が増加したことに伴い、中間コスト(間接経費)が増加しました。

2. 単位当たりコスト分析

26年度においては、主に特別児童扶養手当2級に該当する発達障害児数が増加したこと及び所管部局全体の人件費が増加したことから、中間コストも増加しました。
この結果、26年度の受給者(延べ)1人当たりのコストは微増(25年度:23円 → 26年度:24円)しました。

【参考】中間コスト（間接経費）の算定方法について

特別児童扶養手当給付事業に係る中間コスト（間接経費）の算定にあたっては、政策別コスト情報を活用して算定しております。そのため、政策別コスト情報の共通費の配分方法を踏まえて各コストの算定をしております。

1. 人にかかるコスト

特別児童扶養手当給付事業が属する政策区分全体の「人にかかるコスト」の金額を、特別児童扶養手当給付事業に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

2. 物にかかるコスト

特別児童扶養手当給付事業が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額を、特別児童扶養手当給付事業に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

3. 庁舎等（減価償却費）

特別児童扶養手当給付事業が属する政策区分全体の「庁舎等（減価償却費）」の金額を、業務事業に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

4. 事業コスト

特別児童扶養手当給付事業に係る事業コストとして認識しているコストを計上しております。

5. 現金の給付額（発生主義ベース）

国から交付された資金が最終的に国民等へ行き渡った金額を「発生主義ベース」で計上しております。

特記事項

※ 当該事業の中間コスト（間接経費）の算定にあたっては、地方自治体で行われている「認定等業務（請求書等の受理、受給資格の認定等、地方自治体において行われている業務）」にかかるコストは除外されております。

特別児童扶養手当支給事務の事務処理の流れ（概要）

